

決議案 時局に際して政府並に縣當局に 対する要求の決議

要請書

時局に際し、農民、農地、農村救済のため、左の諸法案
件御実行相成りたく、此の段、要請候也

- 一、小作保護法を制定して、耕作権を確認し、小作料を引き上げ、田畑立入禁止處分を禁止し、農作物、農器具、牛馬強制執行を禁止せられたし。
- 一、部落耕作農組合へ肥料現物及肥料資金を無担保に貸與せられたし。
- 一、部落耕作農組合に依る自主的農業改良共同施設を存すため、農業用土地並に副業を含む、生産共同設備の資金を補助せられたし。
- 一、耕作者組合の団体出荷並に共同購入の特定運賃を設定し、農産物及び農業必需品の鉄道運賃を引下げられたし。
- 一、村税戸數割、縣税、家屋税、雜種税の軽減を目的とする税制の整理

を存し、交附金、教育費その他國家が當然なすべき諸経費の、國庫に依る全額負担又は負担増額せられたし。

一、官有林を部落耕作農組合に無償で使用又は利用を許可し、入合権を認められたし。

一、現行縣令に依る農産物検査制度を即時撤廃し、自治的販賣農産物検査機関の設置を奨励せられたし。

昭和九年一月十日 全口農民組合岡山縣聯合會第七回大會

内務大臣 山本達雄殿
農林大臣 後藤文夫殿
鉄道大臣 三土忠造殿
司法大臣 小山松吉殿
岡山縣知事 篠原英太郎殿

実行方法 一、右大會決議を首相以下各大臣貴族院議長縣知事に
送付し、若しくは手交すること。
二、これに対する実行方法は、護身部、全口的カンパの一部として載せられた
す。